

質問内容	回答
<p>新制度の専攻医と旧制度で未受験の専門医が混在しているが、旧制度で時間がたっている医師が専門医試験を受ける場合の手続き・注意点は何か？（10年以上前に1年研修して病院を移動した医師などにどう対応していくのか？）</p>	<p>旧制度で研修した場合は、旧制度で受験してください。研修修了（見込）証明書は、出願書類提出時に学会に登録されている指導責任医の署名、捺印が必要です。詳細は告示をご確認ください。</p>
<p>関連施設で、もともと申請していない指定領域の症例を経験しても、症例として試験のときにカウントすることはできますか？</p>	<p>関連施設の研修内容として申請されていない領域の症例であっても、専門医試験の症例として使用することは可能です。ただし、研修施設（関連施設）として登録された施設での研修でないと認められませんので、「研修関連施設 追加届」をご提出ください。</p>
<p>他の基本領域学会では、過去問題集や学会公式ワークブック等を公開していますが、小児科学会では予定されているのでしょうか。</p>	<p>過去問題集は、会員専用HPで一部を公開しております。ご活用ください。出版物はございません。</p>
<p>研修修了証明書の指導責任医サインは、3年次の研修病院の指導責任者がサインするのにか</p>	<p>出願書類提出時に学会に登録されている基幹施設の指導責任医のサインが必要です。</p>
<p>専門医試験を受けるにあたって論文が必要ですが、査読制度のある小児科関連の学会誌であればよろしいでしょうか。 日本母乳哺育学会誌にも小児科関連の論文掲載があります。 お認めいただけますと幸いです。</p>	<p>はい。日本母乳哺育学会誌もNo.25のその他の雑誌で認められております。必要書類につきましては告示をご確認ください。</p>